

令和５年度 被扶養配偶者婦人検診事業実施要項

1. 目 的

指定する検診機関で被扶養配偶者婦人検診（以下「婦人検診」という。）を実施し、潜在する生活習慣病等を早期に発見することにより、被扶養配偶者（女性）（以下「被扶養配偶者」という。）の健康の保持及び増進を図る。

2. 対 象 者

令和５年４月１日現在 30 歳以上かつ偶数年齢の公立学校共済組合高知支部（以下「共済組合」という。）の被扶養配偶者（任意継続組合員の被扶養配偶者は除く。）で、引き続き被扶養者の認定期間が１年以上あり、婦人検診受診日においても被扶養配偶者資格を有する者。

3. 実施機関、実施定員及び自己負担金

別表１「令和５年度被扶養配偶者婦人検診実施機関等」のとおり
ただし、自己負担金は受診時に検診機関の窓口で支払うものとする。

4. 実施期間

令和５年５月下旬から令和６年３月中旬まで
※検診機関の都合により、前後することがあります。

5. 検査項目

別表２「令和５年度被扶養配偶者婦人検診検査項目一覧表」のとおり

6. 申込み方法等

希望する本人が必ず下記事項に同意したうえで、指定の「被扶養配偶者婦人検診申込書」に必要事項を記入し申込期限（申込期限：令和５年４月５日（水））までに共済組合へ提出するものとする。

※申込期限を過ぎてからの受付はできません。

【同意事項】

① 個人情報に関する事項

- (1) 受診案内を効率的に実施するため、「被扶養配偶者婦人検診申込書」に記載された個人情報及び共済組合が保有する個人情報を受診予定の検診機関へ提供すること。
- (2) 婦人検診の検査結果を特定健康診査の健診結果として共済組合が取得し、健康増進に資する事業や特定保健指導の実施に利用すること。（外部委託している業務については委託会社に対して必要な個人情報を提供します。）

- (3) 国及び地方公共団体等から婦人検診の検査結果を特定健康診査、特定保健指導及び健康増進を目的とした統計資料の作成を目的として提供依頼を受けた場合に、個人を特定できない統計情報として提供することがあること。

② 申込・決定に関する事項

- (1) 決定を受けた場合であっても以下に該当する場合は、当該決定は失効すること。

- ・受診時において被扶養者の資格を喪失している場合
- ・日程調整が難航したことにより当該年度中に受診できなかった場合

- (2) 実施期間中に、決定の取消しや申込みの取り止めなどにより欠員が生じた場合であっても、追加申込みや決定は行わないこと。

③ 受診に関する事項

婦人検診については特定健康診査の検査項目を包含しているため、検査項目等を欠落することのないよう努めること。

なお、原則として本人及び検診機関のやむを得ない事情等により検査項目の一部を実施しなかった場合であっても自己負担額の減額は行わないこと。

7. 受診者の決定

【申込人数が定員内であった場合】

申込者全員を受診者として決定します。

【申込人数が定員を超過した場合】

前回（令和 3 年度）の被扶養配偶者婦人検診の受診歴がない方を優先し、被扶養配偶者婦人検診の受診歴がある方については、ランダム抽選により受診者を決定する。

※ 受診歴がない方だけで申込人数を超過した場合は、受診歴がない方のみでランダム抽選を行い受診者を決定します。